

「資料購入費」の項目に、運用指針として「書籍購入代」について、「書籍を購入した場合は、領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する必要がある。」を追加した。

(イ) 広報費

「広報費」の項目に、運用指針として「2 ホームページ関連経費」について、「ホームページの作成・管理に係る経費（会派本部が専ら調査研究のために作成・管理するものを除く。）については、2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当するものとする。」を追加した。

(ロ) 事務費

「事務費」の項目に、運用指針として「1 事務用品購入費」について、「後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品については、2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当するものとする。」及び「名刺代については、政務調査費を充当しないものとする。」を追加した。

また、「4 通信費」について、「携帯電話料金については2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当するものとする。」を追加した。

さらに、「5 事務所経費」について、「(4)事務所経費への充当限度額」の表中「調査研究活動事務所+政治団体事務所+住居等」の場合の光熱費及び電話料金への充当は「4分の1」に改正した(従前は3分の1)。

(3) 平成22年度政務調査費の交付について

ア 平成22年度政務調査費の交付額については、総額1億9,662万円である。うち、4会派に対し1億5,486万円支出されており、会派別の内訳は別記1のとおりである。政務調査費の交付に係る会計処理については、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に則り適正に行われていることが確認された。

イ 4会派は、議長に対し、別記2のとおり、平成22年度収支報告書を提出したことが確認された。

ウ 議会事務局総務課は、平成23年5月18日までに、収支報告書及び添付書類の記載事項、領収書の写し等の証拠書類、使途項目区分の適否等について、政務調査費収支検査及び条例第10条の規定による調査を実施したことが確認された。

エ 4会派は、本件請求に係る会派の活動に要した経費に対し9,073万5,791円を充当したことが確認された。会派別の内訳は、別記3のとおりである。

請求人は、当該経費への充当のうち、4,978万9,047円（1,633件）の充当を違法・不当なものとして主張しているため、その全てについて、議会事務局総務課保管の領収書等の証拠書類の写し等により、金額、相手方及び充当内容を確認した。その内容は、別記3のとおりである。

(4) 4会派の権利義務の存続について

ア 4会派は、いずれも県議会議員によって構成される県議会内会派であり、権利能力なき社団であると解される。

4会派は平成23年4月29日に議員の任期満了に伴い消滅したため、条例第8条第2項の規定により、代表者であった者から議長に対し、収支報告書を提出している。そして、当該任期満了後の選挙により当選し議員となった者から、創志会及び改革・緑新という名称の会派の届出はなかった。

イ 請求人は、「平成23年度には、創志会は、県政ながのが権利義務を引き継ぎ、改革・緑新は、改革・新風が権利義務引き継いだ」とするが、権利能力なき社団と解される会派は、政務調査費に係る条例上の義務履行がすべて終了して清算が終了するまでは、なお存続するものとみなされ、したがって本件請求においては、創志会及び改革・緑新が存続することになる。

ウ この点、裁判例でも「権利能力なき社団である会派は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなされるところ（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第207条参照）、本件における不当利得返還請求及び損害賠償請求はいずれも清算の目的の範囲内であるから、その関係では、事実上解散した後もなお存続しているものと認められる」（大分地裁平成23年2月24日判決）。「会派は、解散した場合であっても、本件条例上の一定の義務を負担しており、かかる義務の履行がすべて終了して清算が終了するまでは団体としては存続するものと解される」（名古屋高裁平成20年2月4日判決）としている。

2 判断

(1) 監査の視点

ア 政務調査費の本県における根拠となる条例及び規程においては、政務調査費の使途基準は議長が定めていること（条例第7条並びに規程第3条及び別表）、収支報告書の様式は議長が定め、その提出先は議長とされていること（条例第8条）、また、収支報告書の様式は概括的に記載すること（規程第4条及び様式第4号）が規定されており、個々の支出の金額や支出先、政務調査活動の目的や内容等を具体的に記載すべきものはされていないこと、収支報告書の調査権限は知事ではなく議長に与えられていること（条例第10条）が認められる。これらを総合すれば、政務調査費の使途基準の解釈やその適用の可否について、知事の積極的な関与には制限があり、議会ないしこれを構成する議員又は会派の自主性及び自律性を尊重する制度となっていると理解される。

最高裁判所平成21年12月17日判決においても、本県と同様な条例等の規定となっている事例において「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」とされ、「このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定

め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」とされている。

イ また、会派には県政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されており、この調査研究は、県政全体に関する問題に広く及ぶものであって、それを議会における政策立案等につなげる方法もまた多種多様なものが考えられる。したがって調査研究の対象及び方法の選択に当たっては、会派の自主性及び自律性を尊重すべき要請もあると考えられる。

最高裁判所平成22年3月23日判決においても、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」とされている。

ウ これらのことから、調査研究活動に要する必要な経費に当たるか否かの判断は、会派の自主性及び自律性を尊重した上で、政務調査費の用途基準に該当するか否かという適合性を、一般的、外形的に行うことが要請されると考えられるが、この点に関し、議会は、政務調査費のより厳正な取扱いを期するため、各会派が政務調査費の使用に当たり、自主的及び自律的な判断を行う際の指針としてマニュアルを自ら制定している(第3の1の(2))。したがって、この用途基準適合性の判断に当たっては、マニュアルの規定に照らして一般的、外形的に行うことが適当であるとする。

この点に関し、東京高等裁判所平成21年9月29日判決においては「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件用途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である」と同様の判断を示している。

エ 一方、政務調査費の財源が公金(県民の経済的負担)である以上、政務調査費の充実に係る会派の自主的及び自律的な判断が、無制約に許容されるわけではない。上記ウに加え、このことを併せ考慮すれば、マニュアルに従った支出であったかどうかの事後的な検証を行う本件監査において、支出の必要性又は合理性を明らかに欠くと認められ、当該支出に係る会派からの合理的説明が得られない場合には、当該充当をした会派の裁量的判断は妥当性を欠くものであったと言わざるを得ないとする。

オ 以上のことから、用途基準適合性の判断は、領収書等の証拠書類、議会事務局総務課の説明及び必要に応じて議会事務局総務課を通じて求めた4会派からの説明を、マニュアル等に照らし合わせ、一般的、外形的に確認することにより行い、明らかに、マニュアル等から逸脱していると認められるもの又は政務調査との関連性、必要性及び合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

## (2) 請求人主張の各支出について

4会派は県から1億5,486万円の政務調査費の交付を受け、その全額を調査研究活動に要する経費に充当したものであるが、請求人が違法・不当な充当があると主張する経費には9,073万5,791円を充当していた。請求人は、当該経費への充当のうち、4,978万9,047円の充当を違法・不当なものと主張している。

会派ごとの内訳

(単位：円)

	交 付 額 (注1)	本件政務調査費 充当額 (注2)	違法・不当な充当額 (注3)
自由民主党県議団	62,640,000	32,232,164	19,141,003
改革・緑新	37,990,000	26,015,666	13,143,260
創志会	31,320,000	21,517,400	11,628,050
県民クラブ・公明	22,910,000	10,970,561	5,876,734
計	154,860,000	90,735,791	49,789,047

(注1) 県から交付された政務調査費の金額(別記1及び別記2参照)

(注2) 本件請求に係る経費への政務調査費充当額(別記3参照)

(注3) 請求人が違法・不当と主張する充当額(別記3参照)

請求人が違法・不当と主張する経費充当を対象に行った調査結果は、別記3のとおりであるが、いずれの経費についてもマニュアル等に従った充当であると認められ、請求人が主張するような違法・不当な事実は認められなかった。

以下に、請求人の主張する項目ごとに述べる。

### ア 会派控室の件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、新聞代、電話代等について

請求人は、「議員控室(原文のまま)の事務は、政務調査だけでなく、政党活動、一般の議員活動、後援会活動、選挙活動などの事務も行っていると推定される。したがって、議員控室で使う人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、新聞代、電話代などは、議会の議員の地位、権限、職務内容から考え、政務調査費に全部充当するべきでなく、原則として、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「4会派は、会派控室を政党活動や後援会活動、選挙活動などの拠点として使用している実態はなく、調査研究活動の拠点として活用している」と説明があり、会派控室を政党活動や後援会活動、選挙活動などの拠点として使用している実態は認められなかった。このため、マニュアル上の政務調査費を按分する場合には該当しないものと認められ、4会派が、

会派控室に係るこれら経費の全額に対し政務調査費の充当を行ったことは、違法・不当なものであるとはいえない。

以下に、各経費ごとに述べる。

(7) 会派控室の人件費(定期健康診断料及び退職金積立金を含む。)

会派控室における雇用職員は、給料の支払が支給明細書で確認でき、また締結した雇用契約書では、政務調査に係る業務のみを行うこととされており、調査研究活動に専従し、そのための人件費であると認められ、これ以外の業務を行っていることをうかがわせる事情は認められなかった。

(4) 事務用品費、事務機器保守料及び事務機器使用料

会派控室での事務用品費、事務機器保守料及び事務機器使用料の執行状況は、調査研究活動に使用されたものであり、これ以外の業務に使用されている状況は認められなかった。議員の当選により新たに購入した事務機の経費に政務調査費を充当している例もあったが、会派控室への設置であり、調査研究活動に使用されるものと認められた。

(ウ) ホームページ更新・管理料

会派控室で管理運営されているホームページに関し、毎月のウェブサイト管理費や、更新に要した経費に全額充当していたが、当該ホームページの開設、運営及び管理は、調査研究活動のために行われていると認められ、これ以外の活動のために使用されている状況は認められなかった。

(イ) 新聞代

会派控室で購入している各新聞(所属政党以外の機関誌も含む。)は、調査研究活動の資料を収集するために定期購読されており、これ以外の業務に使用されている状況は認められなかった。

また、所属政党の機関誌の購入についても、調査研究活動の資料を収集するために購読されており、裁判例においても「会派の調査研究に必要な経費として本件用途基準に合致するものと認めることが相当である」(大分地裁平成23年2月24日判決ほか)とされている。

(カ) 電話代等

会派控室で使用されている電話代等は、調査研究活動として使用されており、これ以外の業務に使用されている状況は認められなかった。なお、電話代に、電報代(主に弔電)を含むものがあったが、当該電報代部分には充当されていないことを確認した。

(キ) 来客用茶葉・コーヒー代

来客用のお茶やコーヒーは、政務調査活動の場合に提供すると位置付けがなされ、これ以外の業務に提供されている状況は認められなかった。なお、会派控室内での議員の昼食代や湯茶代は、各会派に所属する議員から別途徴収する会費などで賄っていることが認められた。

イ 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会等について

(7) 請求人は、「会派関係の国会議員や国や長野県の役人への陳情・要請・要望活動は、議員の政治活動であり、政務調査活動ではないので、政務調査費を充当するには不適正である。これらの者との意見交換は、要望も含まれており、政治活動でもあるから、50%按分すべきである」とし、「目的や、相手方等の記載事項を検討し、陳情・要請・要望の部分が大部分と推定され、調査研究をほとんどないと推定されるものについては、「不適正」と判断し、陳情・要請・要望の部分が半分位と推定されるものについては、「50%按分」とした。」「しかしながら、目的や相手方の記載が不明確・不十分であるため、明確な判断とならないのはやむを得ない」と主張している。

また、「議員団総会は主として議会活動であり、政治活動・選挙活動も含まれており、原則として、政務調査費を充当すべきでなく、少なくとも、50%按分すべきである」と主張している。

(イ) 議会事務局総務課からは、「調査研究(政務調査)活動は広範多岐にわたり、政治家、行政関係者等との意見交換や情報収集活動は、調査研究(政務調査)活動の一環であること、「この活動の主たる目的は、調査研究(政務調査)活動であり、政党活動、後援会活動とは、明確に異なるものである。また、政務調査費は実費弁償の原則に基づいており、そもそも交通費については、経費按分という性格のものではないと思料する」と説明があり、調査ではこれらの説明に反するような事実は認められなかった。また、これらの活動を行う際には、いずれも何らかの意見交換が行われていることが認められた。

また、議員団総会について、議会事務局総務課からは「政策や方針を立案し、及び発信するため、会派内において意見交換を行う場」であり、「会派内の意見交換、議会での質問についての検討などが行われている」と説明があった。

(ウ) マニュアルにおいては、陳情、要望活動、要請活動、議員団総会に係る経費について、政務調査費の対象経費であると例示しているものではないが、用途基準に定める「会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究に要する経費(調査研究費)」には当たらないとする具体的事実は認められず、したがって、4会派が、用途基準に合致するものとして、これら経費の全額に対し政務調査費の充当を行ったことは、違法・不当な充当であるとはいえない。

裁判例においても「会派総会への出席については、議員の活動場所である議会の運営の在り方を議論し、必要な調査を行って研究することによって、議会全体の機能、役割の発展、向上を期待することができるから用途基準に照らし、明らかに必要性、合理性を欠いているとは認めがたい」(仙台地裁平成19年11月13日判決)として政務調査費の充当を認めている。

(イ) なお、県政報告等へは調査研究費として充当されているが、この内、請求人は、平成23年3月に宣伝カーにより行った県政報告の際のガソリン代15,840円への充当は、4月の選挙のためであり不適正であると主張しているが、当該議員の調査研究活動

記録票によると、街宣カーによる県政報告であることがうかがわれ、また、同議員が4月の選挙には立候補していないことも確認でき、請求人の主張を裏付ける事情は認められなかった。

また、請求人は、同議員が平成22年10月23日の交通費4,580円へ行った充当は、同窓会出席のためのもので不適正であると主張しているが、同議員は、90周年記念式典を含めた同窓会後に、約2時間程度、県政報告・懇談を行ったと説明があり、請求人の主張を裏付ける事情は認められなかった。

ウ 会派の支部の person 費、事務所賃料、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代及び新聞代について

請求人は、「会派の支部事務所は、ほとんどの事務所において、一般の議員活動、後援会活動も行っており、person 費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、新聞代、電話代も50%按分すべきである」と主張している。

議会事務局総務課からは、「各議員（各会派支部）の活動態様や事務所の形態は一律ではなく、person 費は、調査研究活動の補助業務に従事している時間割合に応じ、また事務所経費については、その外形上の形態（事務所が兼ねる機能）に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している」と説明があったため、会派の支部事務所の使用実態に応じた按分率を確認した。その結果、person 費、事務所賃料への充当方法は、それぞれ2方式に大別できた。

person 費

方式① 事務所の常勤職員についてはその経費の2分の1を政務調査に係る経費として充当する。

方式② 政務調査用務のみに雇用した場合はその雇用した分の経費を充当する。

事務所賃料

方式① 支払った事務所賃料総額に按分率を乗じた金額を政務調査に係る経費として充当する。

方式② 事務所賃料をあらかじめ按分率に基づき分割して支払い、その分割後の支出金額を政務調査に係る経費として充当する（政務調査専門事務所も含む。）。

person 費及び事務所賃料について、「方式①」の場合は証拠書類としてその都度、支払総額がわかる書類が添付されているため、請求人において政務調査費の充当率を確認できるが、「方式②」の場合、各証拠書類には、そもそも政務調査費を充当する金額のみが記載されているため、請求人は経費の100%充当であると誤認している。

4会派では、自ら認定する各支部事務所の形態に応じ、マニュアルに定める按分率を適用して充当しているため、議会事務局総務課において、あらかじめ会派に対し、各支部事務所の形態を確認していることが認められた。

以下に、各経費ごとに述べると、

(7) 4会派支部の person 費

4会派支部における雇用職員は、「政務調査業務勤務実績表・領収書」、「政務調査業務補助・臨時補助職員出勤簿兼領収書」、「政務調査業務従事パート職員 person 費内訳報告書」及び「雇用契約書」の各書類から、視察調査の準備、県政課題についての資料の収集・整理・作成、県政報告書内容の打合せなどを行っており、これらは調査研究活動の補助業務であり、議会事務局総務課の説明と併せて充当割合等の確認ができた。このため、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(イ) 4会派支部の事務所賃料

事務所の形態に応じて毎月の実支払額に2分の1を乗じて得た金額を上限額とし、政務調査費を充当するなどマニュアルに従って充当していることが確認されたが、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(ウ) 4会派支部の事務用品費、事務機器使用料

事務所形態に応じて毎月の実支払額に2分の1を乗じて得た金額を充当したり、政務調査活動専用事務所として全額を充当するなど、マニュアルに従って充当していることが確認されたが、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(エ) 切手代

議会事務局総務課からは、切手代について、各会派に政務調査活動に使用するために購入していることを確認した旨の説明があり、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(オ) 4会派支部のホームページ管理費

事務所の形態に応じて毎月の実支払額に2分の1を乗じて得た金額を上限額とし、政務調査費を充当するなどマニュアルに従って充当していることが確認されたが、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(カ) 4会派支部の電話代

事務所の形態に応じて政務調査費を充当するなど、マニュアルに従って充当していることが確認されたが、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(キ) 写真現像代

議会事務局総務課からは、写真現像代について、各会派に政務調査活動に使用するためであったことを確認した旨の説明があり、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(ク) 4会派支部の新聞代

4会派支部で購読している各新聞は、朝日、読売、日経、中日及び信濃毎日といった全国紙・地方紙や、南信州、信州日報、市民タイムス、長野日報等の地域性のあるものや所属政党以外の機関誌（自由民主、公明新聞及び赤旗）であるが、いずれも調

査研究活動の資料収集として使用されており、これ以外の活動に使用されている状況は認められなかった。

また、所属政党の機関誌の購入についても、調査研究活動の資料収集のため購読されている。2の(2)のアの(1)のとおり裁判例でも認められており、違法・不当ではないといえる。

#### エ 携帯電話料金について

請求人は、「携帯電話は、政務調査費のみならず政党活動、後援会活動、私的にも使うものであり4分の1を政務調査費から充当するのが正当である。50%按分は違法である」と主張している。

議会事務局総務課からは、「携帯電話利用の実態は様々ではなく、その実態に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している」と説明があり、「その実態に応じ」に関しては、「携帯電話料はその性質上、いかなる目的でどの程度使用したのかを正確に把握することが困難であるため、使用実態を裏付ける客観的な数値がない場合、少なくとも2分の1を上限として適切に按分する旨、マニュアルに提示している」と説明があった。

4会派支部の携帯電話料金について、多くの議員は、毎月の実支払額に2分の1を乗じて得た金額を上限額とし、政務調査費を充当していた。議員によっては25%、30%、33%の充当をしていることが確認された。これら按分率の違いは、携帯電話の使用実態に対する各議員の自主的な判断に基づくものであることが認められるが、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

なお、充当上限を2分の1とするマニュアルの定めについては、裁判例においても、「携帯電話は常時携帯するものであり、私用の区別が困難であるから、これを2分し、その1を本件用途基準に合致しないもの」(熊本地裁平成22年3月26日判決)とするものや「その使用実態を裏付ける客観的な資料が無い場合には、当該議員の使用実態に関する判断に合理性が認められるのは、調査研究活動のための使用が少なくとも半分以上を占めるか否かの限度にとどまるものと言うべきであり、その按分率による支出については、50%を超える部分を政務調査費から支出することは許されない」(盛岡地裁平成22年11月29日判決)とするものがあるように、合理性が認められる。

#### オ 書籍購入費について

請求人は、「多くの議員は、本代を100%政務調査費で充当しているが中身をみると、政務調査と関係がない、又は、関係が極めて薄いものがある。これらの本代に100%政務調査費から充当するのは違法である」とし、また「書籍の名前を見て、県政の政務調査に一定関係すると判断したものは「50%按分」とし、ほとんど関係ないと判断した場合は「不適正」とした。(中略)書籍の名前を見て、政務調査に関係するかどうか、どの程度関係するかを判断せざるを得ず、正確な判断とは言えないが、やむを得ない」と主張している。

議会事務局総務課からは、「マニュアルにおいて「領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する」ことを義務付けた上で、政務調査費が充当できることを明示している。各議員は、社会通念上妥当な範囲で、マニュアルに従い、政務調査費を全額充当している。「社会通念上妥当な範囲」について、「本代に関しては、娯楽性の有無や県政との関連性の有無がそれに当たるものと思料される。しかしながら、その判断に当たっては、自主性、自律性や裁量が最大限尊重されるべきものと考えられる」と説明があった。

書籍購入費につき、収支報告書に添付されている証拠書類等により調査をした結果、各議員は、購入した書籍について、領収書等に書籍名を記載したり、一覧表にまとめたりと、マニュアルに従った処理をしている。また、政務調査費を充当する書籍については、単に書籍名から調査研究との直接的な関係が認められるものに限定する必要性はなく、研究活動に必要なあるいは有益な知識及び情報を得るために、各議員の判断により購入された書籍も含まれ、その場合には県政に具体的にどのように活用されたかの説明は不要であると解するのが妥当であることから、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

裁判例においても、「政務調査費により購入された図書、資料等と調査研究との関連性の判断については、当該会派の判断(裁量権)を尊重すべきであるから、政務調査費は、市議会議員としての具体的な調査研究活動と直接的な関連性を有する図書、資料購入に限定する必要はなく、市議会議員としての政治活動全般に必要な、有益な知識を得るために必要な図書、資料購入に支出されれば足りるというべきである。」(静岡地裁平成20年12月26日判決)とされている。

#### カ 広報紙印刷費、送料及び新聞折込代について

(7) 請求人は、「県政報告書を作成し、配布する目的には、政務調査の目的より、県民に自分の活動を知らせ、名前を売り、選挙に有利にする目的が大きいため議論についての記載内容が詳しくなく、議論の内容より、顔写真や活動写真がかなり多くなる傾向があり、また、文章より議論の項目程度になり、議論の内容が分からないものが多い。したがって、政務調査費を充当するのは原則として50%とすべきである」と主張し、加えて「県政報告書が政務調査の目的であると言えるためには「県政の実態を県民に知らせ、県民の声を聞くこと」であると考えられるが、議員の意思は、「選挙のために自分の名前を宣伝すること」を目的とすることも考えられるが、これは政務調査ではない。そこで、個々の県政報告書を見て、「県政の実態を県民に知らせ、県民の声を聞くこと」と「選挙のための自分の名前を宣伝すること」とがどの程度の割合かを検討したものである。写真や漫画が多く、議員個人の宣伝部分が多いかどうか、議会での議論が分かるかどうか、項目しか記載がなくて議論の中身が分かるかどうか、など総合的に判断し、不適正か、按分の程度を検討して決めたものである」と主張している。

議会事務局総務課からは、「マニュアルにおいては、広報費中に「広報紙印刷費、送料、新聞折込代」の項目を設け、「後援会等と共同して発行する場合には、按分して充当する必要がある旨を明示しており、マニュアルに従い、現に実態に応じた按分率

を採用し適切に充当している。ただし、按分の具体的方法については、各会派の裁量の範疇<sup>ちゅう</sup>にあるものと史料される」と説明する。

(イ) 各会派の県政に関する広報紙(名称は、県政報告、県政だより、県政レポート、県政ニュースなど)は、後援会活動記事の部分、「後援会」との記載のある部分、一般の議員活動の記事の部分、議員のプロフィール部分、支持者の応援記事の部分、来賓用リボンをつけて行っているあいさつの写真・地元支持者と歓談の写真・国会議員と握手をしている写真の部分、政党ロゴマークの部分など、調査研究活動とは解されない部分を特定し、その部分の紙面全体に占める面積割合等により按分率を定め、印刷費、送料及び新聞折込代の経費を当該按分率により按分していることが確認された。

(ウ) マニュアルにおいて按分の方法は定められていないが、それは議員の自主的、自律的な判断を尊重する趣旨のもと、合理的な方法が採用されることが期待されているものと解され、上記按分による方法には合理性があると認められる。請求人の主張する按分率等を適用して差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

なお、請求人により、経費の対象とした広報紙の写しが証拠書類として添付されていないことを指摘されている事例があるが、政務調査費の充当については、議会事務局総務課により広報紙の掲載内容を直接確認した上で行っていることが認められ、また、調査においても直接確認した。

(エ) なお、調査の結果、自由民主党県議団の一部の広報紙の送料について、政務調査費の対象となる金額の算出に錯誤があった。

同会派では当該広報紙の印刷代に対し、上記記載のとおりの方法で、按分率を0.888と算出していた。正しくは、これに係る郵送料12万8,985円についても同按分率を適用し、対象経費を11万4,538円(12万8,985円×0.888)とすべきであったところ、誤った率を乗じて11万8,974円と算出し、結果として4,436円の過大計上となっていた。これについては、平成24年3月12日付けで自由民主党県議団から議長に対し4,436円を広報費から控除する内容の収支報告書の訂正がなされており、錯誤はすでに解消された。

なお、同会派全体としての広報費は、政務調査費充当額より対象経費の方が大きく、今回の錯誤によっても、これに変わりはないことから、同会派に対する政務調査費の交付額に変更を生ずるものではない。

#### キ 県外・県内の視察調査について

請求人は、「どの会派も遠方の観光地近くへ、会派全員で調査に行き、温泉など観光地に宿泊している。近県でも、参考になる調査先はあるはずであり、しかも、調査なら全員で行く必要はないと考えられる。懇親や観光も目的であるから、遠くの観光地へ行くと強く推定される」と4会派の具体的な視察箇所を例示した上で違法・不当であると主張する。

議会事務局総務課からは、「各会派では、県政の政策課題、議会で審議する案件等に鑑み、適時適切な対応のもと、視察・調査を実施している。政務調査費の支出に当たっては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、視察・調査の実施方法については、会派の合理的判断に委ねられているものと考え」と説明があり、「会派の合理的判断」とは、「調査研究活動に当たり、最も適切と考えられる方法を選択することをいう。例えば、会派がある調査目的を達成する上で、県外に会派全員で行くことや観光地に宿泊することが不可欠であり、かつ合理的な方法であると判断した場合、それが合理的判断であり、その判断に当たっては、会派及び議員の自主性及び自律性や裁量が最大限尊重されるべきものと考え」と説明された。

請求人が主張する視察調査については、収支報告書に添付されている証拠書類及び議会事務局総務課の説明により、視察調査日時、視察目的、支払等の内容を調査した。また、平成22年度収支報告書の政務調査費の概要に視察内容を掲載している会派もあった。いずれも、会派の自主的、自律的な判断に委ねられる範囲内と考えられ、請求人の指摘する問題点により差額の返還を必要とする具体的な状況は認められなかった。

(7) 福島県及び宮城県視察調査(自由民主党県議団)

平成22年5月13日から15日までの間、所属議員10名及び会派事務局職員2名の計12名で、いわき市役所ほか3か所の視察調査を行っていた。2日目で帰った議員が2名いたことが確認できた。収支報告書に添付されている証拠書類により、使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたこと、また必要な領収書等の写しが適切に添付されていることを確認した。なお、請求人の主張する「松島海岸駅から仙台駅までのJR代約8000円は不必要である」の約8,000円についても、松島海岸駅から長野県内最寄駅までの運賃であることを確認した。

(イ) 北海道視察調査(自由民主党県議団)

平成22年9月8日から10日までの間、所属議員5名及び会派事務局職員1名の計6名で、サツラク農業協同組合ほか4か所の視察調査を行っていた。

また、9月14日から16日までの間、所属議員8名及び会派事務局職員1名の計9名で、北海道中高年者支援センター「ジョブサロン北海道」ほか3か所の視察調査を行っていた。

いずれも、収支報告書に添付されている証拠書類により、使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたこと、必要な領収書等の写しが適切に添付されていることを確認した。

(ウ) 秋田県、岩手県及び青森県視察調査(県民クラブ・公明)

平成22年4月12日から15日までの間、所属議員6名(請求人は7名と主張している。)で、平泉町役場ほかの視察調査を行っていた。5名の議員は岩手県、青森県で視察調査を行い、1名の議員は秋田県及び岩手県で視察調査を行っていた。また、当時世界遺産候補地であった中尊寺及び毛越寺も視察し、宿泊は、花巻温泉などであったことを確認した。

収支報告書に添付されている証拠書類により、使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたこと、また、必要な領収書等

の写しが適切に添付されていることを確認した。

(イ) 長崎県、大分県及び福岡県視察調査(県民クラブ・公明)

平成22年9月5日から8日までの間、所属議員7名で、長崎県庁ほか3か所の視察調査を行っていた。2日目又は3日目に帰った議員がいたことを確認できた。収支報告書に添付されている証拠書類により、使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたこと、また、必要な領収書等の写しが適切に添付されていることを確認した。

(ロ) 長崎県及び福岡県視察調査(改革・緑新)

平成22年6月7日から10日までの間、所属議員6名(請求人は7名と主張している。)及び事務局職員1名の計7名で、対馬市役所ほか3か所の視察調査を行っていた。収支報告書に添付されている証拠書類により、使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたこと、また、必要な領収書等の写しが適切に添付されていることを確認した。

(ハ) 福岡県視察調査(創志会)

平成22年6月2日から4日までの間、所属議員9名及び会派事務局職員1名の10名で、福岡システムL S I 総合開発センターほか5か所の視察調査を行っていた。収支報告書に添付されている証拠書類により、使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されていること、また、必要な領収書等の写しが適切に添付されていることを確認した。

(ニ) 岡谷地域視察調査(改革・緑新)

平成22年9月14日及び15日に、所属議員12名及び会派事務局職員1名の計13名で、工業技術総合センターほか4か所の視察調査等を行っていた。この視察調査は、補欠選挙前から計画されたもので、請求人の指摘する「補欠選挙の3人の当選者との祝賀会・懇親会を兼ねたもの」と指摘する事実は認められなかった。

収支報告書に添付されている証拠書類により、使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されていること、また、必要な領収書等の写しが適切に添付されていることを確認した。

(3) 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

3 意見

政務調査費制度については、議員の調査研究活動基盤の充実を図るものであること、併せて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要である。今回、本件請求に基づく監査を実施する中で、収支報告書に添付されている証拠書類の写しを見ただけではマニュアルに基づく按分の割合を確認できず、例えば、各会派の人件費及び事務所賃料について、2の(2)のウの(ア)のように、証拠書類の写しには政務調査費を充当する金額が記載されているのみで、マニュアルに基づく按分がされているか判明しないものや、広報紙印刷費等について、同(2)のカの(イ)のように、証拠書類の写しからはどのような算出方法に基づいて、どの箇所を政務調査費の充当対象外として経費の何%に充当したのかは判然としないものが見受けられたが、議会事務局総務課の説明を受けて確認できたものがあつた。

政務調査費は、条例第12条第2項の規定により、何人も収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求できるものであることから、引き続き政務調査費の充当に関し、按分方法の透明性をより高めるための努力をする必要があると考える。

(別記1)

県からの政務調査費交付額

(単位:円)

会派名及び議員数		支払日	支出額
自由民主党県議団	18人	平成22年4月9日	15,660,000
		平成22年7月9日	15,660,000
		平成22年10月8日	15,660,000
		平成23年1月7日	15,660,000
		計	62,640,000
改革・緑新	10人	平成22年4月9日	8,700,000
	9人	平成22年5月31日	-290,000
		平成22年7月9日	7,830,000
	12人	平成22年9月10日	870,000
		平成22年10月8日	10,440,000
		平成23年1月7日	10,440,000
		計	37,990,000
創志会	9人	平成22年4月9日	7,830,000
		平成22年7月9日	7,830,000
		平成22年10月8日	7,830,000
		平成23年1月7日	7,830,000
		計	31,320,000
県民クラブ・公明	6人	平成22年4月9日	5,220,000
		平成22年7月9日	5,220,000
	7人	平成22年9月10日	290,000
		平成22年10月8日	6,090,000
		平成23年1月7日	6,090,000
		計	22,910,000



(別記2)

平成22年度政務調査費収支報告

(単位:円)

会派名	収支報告書の提出日	収支報告書の内容			
		項目	政務調査費充当額 ①	政務調査費を充当して行った調査研究活動に要した経費 ②	差引 ②-①
自由民主党県議団	平成23年4月26日	調査研究費	11,095,153	11,140,631	
		研修費	399,619	401,257	
		会議費	971,323	975,305	
		資料作成費	708,667	711,572	
		資料購入費	2,534,642	2,545,031	
		広報費	12,200,302	12,245,873	
		事務費	9,111,603	9,148,950	
		人件費	25,618,691	25,723,694	
		計	62,640,000	62,892,313	
改革・緑新	平成23年4月30日	調査研究費	6,361,644	6,395,447	
		研修費	814,738	819,067	
		会議費	693,217	696,900	
		資料作成費	13,866	13,940	
		資料購入費	1,680,756	1,689,687	
		広報費	12,669,553	12,736,873	
		事務費	6,379,956	6,413,856	
		人件費	9,376,270	9,426,091	
		計	37,990,000	38,191,861	
創志会	平成23年4月30日	調査研究費	4,770,036	4,898,598	
		研修費	704,700	724,545	
		会議費	548,100	563,430	
		資料作成費	28,188	28,972	
		資料購入費	2,480,544	2,545,593	
		広報費	5,766,012	5,919,073	
		事務費	4,068,468	4,178,196	
		人件費	12,953,952	13,299,988	
		計	31,320,000	32,158,395	
県民クラブ・公明	平成23年4月30日	調査研究費	6,885,000	6,996,994	
		研修費	100,000	109,428	
		会議費	720,000	727,700	
		資料作成費	415,000	428,005	
		資料購入費	925,000	945,308	
		広報費	4,840,000	4,845,091	
		事務費	3,225,000	3,247,664	
		人件費	5,800,000	5,810,621	
		計	22,910,000	23,110,811	